

令和8年度第1回川口市総合教育会議

日時 令和8年7月24日（金） 午後1時30分

場所 川口市役所第一本庁舎601第会議室

目次

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋版・・・・・・・・・・ P. 1

川口市総合教育会議運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

【議事】

(1) 学力向上に向けた取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 4

(2) 教職員の働き方改革

～働きやすい 働きがいがある 職場環境の確立～・・・・・・・・ P. 9

【別添資料】

別添 1 川口市立学校（園）の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

別添 2 学校と教師の業務の 3 分類

別添 3 行政による学校問題解決のための支援体制の構築

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋版）

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

（1）教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（2）児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）地方公共団体の長

（2）教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

川口市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川口市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 会議は、市長及び教育委員会をもって構成する。

(会議の招集及び進行)

第3条 会議は、市長が招集する。また、進行は、教育委員会事務局の職員が務めるものとする。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して会議の招集を求めることができる。

(会議の通知及び告示)

第4条 市長は、会議招集の日時、会議開催の場所及び会議に付議すべき議事を開会日の3日前までに告示し、構成員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。

- 2 構成員は、招集の当日、指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。
- 3 構成員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して会議開会前までに市長に届け出なければならない。

(会議の運営)

第5条 会議の会期は、1日とする。ただし、出席構成員の過半数がその必要があると認めたときは、会期を延長することができる。

第6条 構成員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な会議運営に協力しなければならない。

- 2 会議において調整を行った事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第7条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則公開とする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(傍聴)

第 9 条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会議が別に定める。

(会議録)

第 10 条 市長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1)開催日時及び場所

(2)出席者の職・氏名

(3)議題及び議事の要旨

(4)その他市長が必要があると認めた事項

2 会議録は、市長が指名する 2 人の構成員の署名をもって確定するものとする。

(事務局)

第 11 条 会議の事務局を子ども部及び教育総務部に置く。

(雑則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が会議に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

1 学力向上に向けた取り組み

(1) 本市の学力の状況

ア 埼玉県学力・学習状況調査の結果について

学校	教科	学年	R3		R4		R5		R6		R7	
			川口市	埼玉県	川口市	埼玉県	川口市	埼玉県	川口市	埼玉県	川口市	埼玉県
小学校	国語	4年	58.8	58.8	63.0	62.1	63.6	63.6	50.6	51.9	51.6	52.5
		5年	57.5	56.7	57.5	56.2	64.7	62.7	56.6	56.9	62.8	62.8
		6年	59.7	58.6	64.4	63.8	62.8	60.8	56.6	56.7	60.3	59.3
	算数	4年	69.9	69.9	63.2	63.0	63.7	63.9	61.0	62.6	65.6	66.2
		5年	61.2	61.6	63.1	63.0	65.1	63.0	53.2	53.4	48.2	48.3
		6年	60.9	60.9	59.5	59.8	57.3	56.5	50.2	50.9	53.4	52.4
学校	教科	学年	R3		R4		R5		R6		R7	
			川口市	埼玉県	川口市	埼玉県	川口市	埼玉県	川口市	埼玉県	川口市	埼玉県
中学校	国語	1年	62.2	61.1	59.4	58.8	64.0	63.8	59.7	59.9	62.7	62.5
		2年	64.4	63.8	57.5	57.1	61.2	60.2	59.3	60.3	54.6	54.6
		3年	73.0	72.7	56.9	56.3	55.9	55.5	65.8	66.4	56.7	57.0
	数学	1年	60.1	60.2	56.8	57.7	56.4	56.4	52.5	53.5	52.2	52.0
		2年	58.8	58.6	52.9	52.7	59.7	59.0	49.0	48.8	51.8	51.5
		3年	57.9	57.7	57.9	57.1	62.1	60.8	56.7	57.5	56.5	56.7
	英語	2年	58.5	57.3	58.6	59.0	53.5	53.3	59.7	61.9	60.2	60.2
		3年	57.1	55.7	57.1	55.9	50.2	50.4	54.1	54.6	51.7	51.5

イ 各地区の状況（R7）

教科	国語						算数・数学						英語		総計
学年	小4	小5	小6	中1	中2	中3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	中2	中3	全学年
埼玉県	52.5	62.8	59.3	62.5	54.6	57.0	66.2	48.3	52.4	52.0	51.5	56.7	60.2	51.5	787.5
川口市	51.6	62.8	60.3	62.7	54.6	56.7	65.6	48.2	53.4	52.2	51.8	56.5	60.2	51.7	788.0
A	58.9	71.4	67.1	65.4	58.0	59.5	71.4	54.2	62.4	58.7	57.9	60.6	68.4	58.8	872.9
B	56.5	63.9	59.1	65.3	56.4	58.7	68.0	54.1	53.9	55.0	52.9	58.5	64.8	53.8	821.0
C	53.3	72.2	61.9	60.5	52.9	56.7	67.1	48.1	56.5	49.6	49.9	57.2	59.0	52.7	797.5
D	46.0	59.4	57.1	57.0	51.8	51.4	61.7	43.0	48.3	44.7	46.7	48.3	55.4	42.8	713.4
E	50.1	59.9	60.5	62.6	53.5	56.7	65.7	47.0	50.1	50.9	51.6	57.2	57.2	53.0	776.0
F	52.2	68.8	60.7	62.8	57.2	56.5	66.5	49.3	57.7	56.1	52.2	55.9	64.0	49.7	809.5
G	49.5	62.9	51.4	55.6	49.8	50.7	62.0	44.6	45.2	45.4	44.2	52.2	55.2	43.6	712.3
H	45.1	61.6	55.7	55.2	49.6	51.4	61.6	40.2	48.1	39.8	45.5	52.2	52.9	45.7	704.4
I	53.6	67.6	63.0	65.8	55.9	58.7	67.2	51.3	56.4	56.4	55.3	57.5	61.8	52.5	823.1
J	46.9	64.9	57.6	61.9	49.8	50.8	59.6	41.9	47.0	50.6	47.1	48.8	52.9	45.0	724.6
K	53.1	60.3	62.8	67.3	58.2	61.9	67.1	51.5	56.2	55.4	55.9	62.4	63.4	58.5	834.0

(2) 学力向上の取り組み

ア 定着度テストを軸とした算数の取り組み

～川口Sネクストによる学力の定着と指導改善～

(ア) 川口Sネクストの概要

a 目的

小学校算数科における児童の学習内容の確実な定着及び学力の向上を図る。

1学期末並びに2学期末の実施と分析により、

教職員…児童の学力の状況を把握し、自身の指導方法の改善を図る。

児童・保護者…学力の定着状況の推移を、市全体と比較しながら確認することができる。

b 対象 参加希望校の小学校第5学年及び第6学年

c 実施方法 年間2回の実施

①1学期末～2学期当初②2学期末～3学期当初

GIGAスクール端末を利用したCBTによる実施

d 実施内容 40分間25問（1問4点の100点満点）

e 出題範囲 当該学年の実施日までに身に付けさせなければならない学習内容

f 出題内容 全国及び埼玉県学力・学習状況調査の実施問題や教科書を参考に思考力を問うような類似問題を作成し出題

g 作成者 川口市教育局学校教育部指導課 算数科担当指導主事

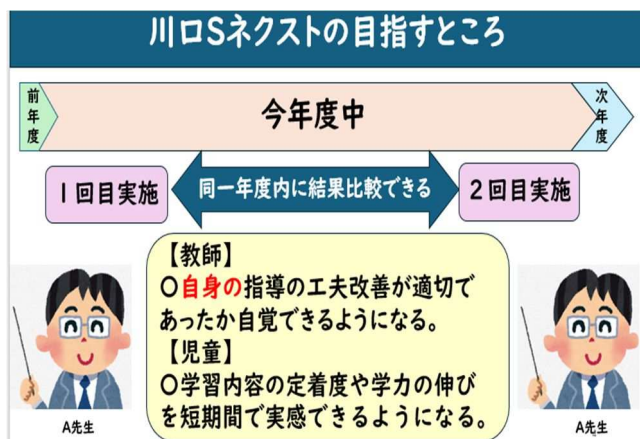
本市教職員で構成する川口Sネクストプロジェクトメンバー

h 採点分析 CBTにより自動採点、実施後即返却分析可能

i 結果返却 実施期間終了後1か月をめぐに、市教育委員会から実施校へ本市の定着度をまとめた結果を返却

j 実施後 各学校は調査結果の分析を行うとともに、学習内容が身に付いていないと判断される場合は、児童の実態に応じて「Step Upネクスト」等を活用し補充の指導を行うようにする。





(イ) 結果返却と復習方法

実施後に結果個票を返却し、児童が自身の学習状況を客観的に把握できるよう、問題ごとの正答状況に加え、本市全体の得点分布を掲載している。また、課題となった問題に繰り返し取り組むことができるよう、出題問題に再挑戦するための二次元コード集を併せて配布し、学習内容の定着を図っている。

第1回実施問題

平均正答率：35.7%

赤、白、黄、青の4本のテープがあります。
 下の数直線の図から、青いテープの長さを求めましょう。
 (単位は答えず、数字だけで答えましょう。)

◎ 17 (m)

問題3

平均正答率：58.4%
前回より22.7%上昇

赤、白、黄、青の4本のテープがあります。
 下の数直線の図から、白いテープの長さを求めましょう。
 (単位は答えず、数字だけで答えましょう。)

(6 × 2.5なので) ◎ 15 (m)

上記のように第1回で正答率が低かった問題（図の読み取り）について、繰り返し取り組ませたことで、第2回実施時の類似問題では、平均正答率が22.7ポイント上昇した。教員の指導の重要性が学校現場で共有され、2学期以降の授業改善につながったものと考えられる。

(ウ) 今後に向けて

今後は全小学校での「川口Sネクスト」実施を推進し、スケールメリットを生かした全市的な学力向上施策として推進していく。市全体の学力の状況や課題をより正確に把握するとともに、成果の見られる好事例や効果的な指導法を共有していく。また、埼玉県学力・学習状況調査と、川口Sネクストの結果を相互に関連付けて活用することも検討している。結果分析から授業改善までのPDCAサイクルを短期間で回し、年間を通した継続的な授業改善と学力向上につなげていく。それぞれの調査の特性を生かしながら、切れ目のない学力向上の仕組みを構築していく。

イ 5 ラウンド指導法を軸とした英語教育 ～教師の授業改善と生徒の学び方改革～
 (ア) 5 ラウンド指導法の概要

年間で同じ教科書の全単元を4～5回（ラウンド）繰り返し、少しずつ難易度や学習の目的を変えながら、英語4技能（聞く・話す・読む・書く）をバランスよく定着させるサイクル型の学習法。

本市では、令和3年度1学年から開始し、今年度6年目を迎えている。

(イ) 川口市中学校GTEC研修事業

5 ラウンドシステムの効果検証のために、ベネッセが提供する英語4技能テスト「GTEC」のデータを用いている。

本市では、令和4年度から実施しており、結果を元にベネッセコーポレーション・指導課・担当教員と三者面談を実施し、次年度に向けて授業改善を図っている。

(ウ) 教職員への支援体制

○教職員研修

- ・英語科転入職員の5 ラウンドシステム研修会
- ・第3学年職員研修会兼ALT連絡会
- ・GTEC事前研修事業（事前研修会 対面・ 直前研修 オンライン）
2学年の英語教員 対象

○質問相談窓口「Brush Up サロン」

令和3年度から令和7年度まで、月2回オンラインで行う質問窓口を設置

(エ) 過去3年間の成果

調査名	対象	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		川口市	全国/県	川口市	全国/県	川口市	全国/県
GTEC (トータル)	中2	424.6 (+8.6)	416.0	439.8 (+18.8)	421.0	454.6 (+31.6)	423.0
県学調 (総合成績)	中2	53.5	53.3	60.2	60.2	60.2	60.2
	中3	50.2	50.4	54.1	54.6	51.7	51.5
英検3級相当 (CEFR A1以上)	中3	45.2%	50.0%	58.4%	52.4%	75.2%	54.6

(オ) 今後に向けて

今年度6年目を迎え、研修や公開授業等で具体的な指導法が広く普及し、教職員の授業力改善につながったことで、生徒の確かな英語力が育成された。今後は「話すこと」の力の向上を目指し、児童生徒が生きた英語を話す機会を多く設けたい。

また、中学3年でより多くの生徒が、外部検定に頼らず、市内中学校内でCEFR判定のできる機会を導入したい。

ウ 各地区小中学校の特色ある取り組み

(ア) 中学校区共通テストの開発と活用に向けた取り組み

地区校長会を中心に、地域や児童の実態に応じた問題を作成・活用し、地区の学習状況をよりの確に把握する取り組みが進められている。特色ある地区テストは、児童一人ひとりの総合的な学力の把握につなげるとともに、児童自身が進学・進級前に現在の学力状況を客観的に把握する機会となることを目的として実施している。このため算数科に加え、国語科、社会科、理科など他教科へ展開している中学校区もある。

小学校においては進学・進級前に現学校及び現担任が責任をもって学力の定着を図ることができるというメリットがあり、中学校においては出題する問題を通して、小学校段階で身に付けてほしい力を明確に示すことができるというメリットがある。

(イ) 特色ある地区テストの概要

「岸川チャレンジテスト」

- a 岸川中学校区 前川小・前川東小 ※芝小・芝中央小も参加予定
- b 国語、社会、算数、理科の4教科のテスト
- c 岸川中学校教員

「戸塚地区テスト」

- a 戸塚西中学校区 戸塚小・戸塚南小
- b 国語、社会、算数、理科の4教科のテスト
- c 戸塚西中の教科担当教員が作成した問題がベース

「安行地区テスト」

- a 安行中学校区 安行小・安行東小・慈林小
- b 国語・算数の2教科のテスト
- c 安行中学校区の小・中学校教員が作成した問題

小中のスムーズな接続
や小中が連携した学力
向上の取り組みの推進

- a 該当校
- b 教科
- c 作成者

(3) おわりに

学力向上は、本市の重点課題の一つである。各校では課題意識を高くもち児童生徒の実態に応じた学力向上策を模索している。教育委員会としては、各校を支えるとともに学校と一体となり「こどもたちと教師が実感できる学力向上」の取り組みを進めていきたいと考えている。「川口Sネクスト」や「中学校区共通テスト」の取り組みは、結果分析から授業改善までのPDCAサイクルを年度内に展開する仕組みを整え、学校単位・学級単位で効果的な「学力向上の見える化」を進める取り組みである。また、「5ラウンド指導法」は、市全体の学力向上策として「チーム川口」で成果をあげた取り組みといえる。

今後、さらなる学力向上に向けて、効果的な学習教材や魅力ある人材の育成など、本市の児童生徒が生き生きと学習できるような環境づくりを行っていきたい。

2 「教職員の働き方改革」

～働きやすい 働きがいがある 職場環境の確立～

(1) 時間的負担について

- ア 川口市立学校（園）の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
※別添1 参照

【計画の趣旨・現状】

計画の趣旨

令和6年8月の中教審答申「『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」を踏まえ、働き方改革の推進によって、こどもたちへのよりよい教育を実現するため、これまでに以上に教職員の働き方改革を推進する。

本市の現状

時間外在校等時間は年々減少しており一定の成果は見られるが、一部の教職員に負担が偏っている実態等があり課題として残っている。

【目標】

時間外在校等時間に関する目標

- ① 1 箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ② 1 年間における1 箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

- ① 年間の年次有給休暇の平均取得日数を17日以上にする。
【R6：15.8日】
- ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を9%まで減少させる。
【R7：10.2%】
- ③ ストレスチェックにおける職場内の健康リスク値を80以下とする。
【R7：81】

【計画の期間】

令和8年度～令和11年度の4年間

【実施する業務量管理・健康確保措置の内容】

※別添2 参照

- 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- 学校における措置の促進
- 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

【関連する取組、今後のフォローアップについて】

各学校の時間外在校等時間を適切に把握し、ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告し、各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、市教育委員会として支援する。

(2) 心理的負担について

ア 保護者等による過剰な苦情や不当な要求等例

○事例 1

主訴：担任による暴力（事実ではない）を訴え、管理職及び担任への批判。
卒業した小学校に対しても、在籍時同様の批判を行う。

対応：学校及び市教育委員会への継続した長時間の電話。多い時は、週に
3、4回程度電話対応をする。最長で5時間程度。

○事例 2

主訴：いじめ事案に対する担任の指導への苦情。

対応：学校及び市教育委員会への継続した長時間の電話。学校は、いじめに
ついて都度対応をするが、事実を誇張して訴えたり、何度も同じ話を
したりする。時期によっては、ほぼ毎日、保護者連絡アプリによる要
望や苦情。

○事例 3

主訴：学校でこどもが転んだ際の学校の対応への不満。

対応：自分のこどもが転ばされたという事実が確認できていないにもかかわらず、被害・加害の関係を決めつけ、学校及び市教育委員会に対し
て、恫喝的な電話の繰り返し。

イ 令和7年度 病休・休職教職員

令和7年度に病休・休職に入った教職員は、小中合わせて91名であり、令和
6年度より増加している（令和6年度は66名）。

そのうち、精神疾患による人数は、小学校36名、中学校18名、合計54名
である（令和6年度は34名）。

精神疾患の年代別内訳を見ると、20代19名、30代13名、40代14名、
50代6名、60代2名であり、最も多い年代は20代となっている。また、男
女の内訳は、男性24名、女性30名と女性がやや多い。

精神疾患病休者の主な要因・原因は、①児童生徒や保護者への対応に苦慮②個
人や家庭の問題③他の教職員との人間関係である。

ウ 働き方改革アンケート結果

令和7年9月に市立学校（園）の教職員へアンケート調査を実施した。

回答率は48.1%。

○ やりがい（「感じている」・「やや感じている」の割合）

	校(園)長	副校長 教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	全体
やりがい 満足度	91.7%	86.7%	89.2%	89.4%	95.6%	73.8%	100%	88.9%

○ やりがいを感じている校務

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
校(園)長	学校管理・教員指導	校内環境整備（掲示物・備品整理等）	地域対応	研修・校内研究	学校行事（準備・事後指導含む）
副校長・教頭	学校管理・教員指導	校内環境整備（掲示物・備品整理等）	保護者対応	地域対応	学校行事（準備・事後指導含む）
主幹教諭	授業・学級経営	学校管理・教員指導	学校行事（準備・事後指導含む）	研修・校内研究	部活動指導
教諭	授業・学級経営	授業準備・教材研究	学校行事（準備・事後指導含む）	児童生徒の生活指導	部活動指導
養護教諭	健康診断（準備・事後処理含む）	児童生徒の生活指導	学校行事（準備・事後指導含む）	校内環境整備（掲示物・備品整理等）	保護者対応
事務職員	各種会計業務	校内環境整備（掲示物・備品整理等）	学校管理・教員指導	学校行事（準備・事後指導含む）	報告書等の文書作成
栄養教諭	授業・学級経営	授業準備・教材研究	学校行事（準備・事後指導含む）	校内環境整備（掲示物・備品整理等）	保護者対応

○ 負担感・多忙感（「感じている」・「やや感じている」の割合）

	校(園)長	副校長 教頭	主幹教諭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	全体
負担感 多忙感	66.7%	82.0%	83.8%	85.1%	75.6%	60.0%	66.7%	82.4%

○ 負担感・多忙感を感じている校務

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位
校(園)長	保護者対応	報告書等の文書作成	地域対応	学校管理・教員指導	学校行事（準備・事後指導含む）
副校長・教頭	保護者対応	報告書等の文書作成	学校管理・教員指導	地域対応	各種会計業務
主幹教諭	報告書等の文書作成	保護者対応	学校管理・教員指導	研修・校内研究	各種会議
教諭	保護者対応	成績処理・テストの作成・採点	学校行事（準備・事後指導含む）	授業準備・教材研究	報告書等の文書作成
養護教諭	健康診断（準備・事後処理含む）	報告書等の文書作成	学校行事（準備・事後指導含む）	保護者対応	児童生徒の生活指導
事務職員	各種会計業務	保護者対応	報告書等の文書作成	学校管理・教員指導	学校行事（準備・事後指導含む）
栄養教諭	授業準備・教材研究	保護者対応	各種会議	研修・校内研究	学校行事（準備・事後指導含む）

（1276人/2652人（幼・小・中・高全教職員 令和7年5月1日時点））

エ 本市教育委員会における取り組み

○スクールロイヤー

顧問弁護士1名と契約しており、年間10回の同席相談（保護者等と面談する時）、年間20回の出張相談（教育研究所にて相談）を実施している。

○自動応答電話

全小中学校に導入（録音機能はなし）。学校における電話対応を勤務時間内とする取り組み（時間外は市教育委員会で電話を受け、緊急時には管理職へ連絡）。

○学校閉庁日

児童生徒の心身の健康の増進及び家族と過ごす時間や余暇時間の確保のため、また、省エネルギーと地球環境保護の推進及び、教職員の健康増進と休暇取得促進のため、学校閉庁日を設定。

- ・ 8月10日～8月16日（夏季休業日）
- ・ 11月14日（県民の日）
- ・ 12月28日、1月4日（年末・年始）
- ・ 市立幼稚園・高等学校の開園・開校記念日

○教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）

各種資料の印刷・配布準備、各種データ入力・集計、掲示物の張替え、消毒・清掃等の業務を支援。

- ・ 市内配置校数（希望した全ての学校に配置）
 - a 令和6年度 63校
 - b 令和7年度 61校
 - c 令和8年度 62校

○部活動指導員・外部指導者

専門性の高い指導により競技力向上を図ったり、生徒の引率をしたりすることができ、顧問となる教員の負担軽減につながっている。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
部活動指導員（指導課）	25人	21人	25人
外部指導者（スポーツ課）	31人	33人	31人

オ 本市における保護者対応窓口の設置の必要性について

※別添3参照

○背景

・学校における丁寧な対応により、多くの事案が解決に至る一方、保護者等による過剰な苦情や不当な要求等により、多くの時間を取られたり、教職員の心身への負担や学校運営への影響が生じたりしている部分がある。その結果、教職員が教材研究やこどもと向き合う時間に充てる時間が十分に確保できなくなってしまうことが課題となっている。

・以前から文科省が示している「学校と教師の業務の3分類」において、「保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応」は、令和7年9月の改訂で学校以外が担うべき業務に位置付けられた。